

No.	事業名	区分	事業概要	子育て支援ガイドブック掲載ページ	担当課
1	子ども家庭センターすくすく運営事業	変更	子育て期における総合相談窓口として、子ども家庭センターすくすくを運営し、総合的な相談や継続的な支援を提供する。 令和2年度から相談方法として、すくすく子育てメール相談を実施。 令和3年度から専門的助言を行うため、心理士相談（年6回）を実施。 令和6年度から子ども家庭センターを設置（2拠点：すくすく、はつらつ）し、母子保健と児童福祉を一体化し、妊産婦からすべての子ども・保護者を包括的に相談・支援。	P.14、15、47	児童福祉課
2	子育てつどいの広場運営事業	拡充	子育てつどいの広場（4箇所）を運営し、小学校就学前の親子が交流する場を提供し、自由遊び、行事、グループ活動、子育て講習会、相談・情報提供等を行う。 令和2年度から土曜日等開設を順次実施し、令和6年度から4箇所ともに土曜日開設（月2回）、龍野・新宮・御津で月曜日開設を実施。	P.28	
3	児童館運営事業	継続	児童館を運営し、18歳までの児童と保護者が交流する場を提供し、自由遊び、行事、クラブ活動、相談・情報提供等を行う。 令和5年度から小・中・高校生を対象に、学習室の自由開放を実施。	P.29	
4	ファミリーサポートセンター運営事業	継続	ファミリーサポートセンターを運営し、センターが依頼会員と協力会員の連絡・調整をし、協力会員が依頼会員の児童の学校・園の終了後等の送迎、預かりを行い、子育てを支援する。 令和3年度から協力会員の確保として、活動1日当たり300円を助成。	P.36	
5	障害児通所支援事業（はばたき園）	継続	障害児通所支援センターはばたき園を運営し、身体又は知的に障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。 令和4年度に移転・改修（はつらつセンターの2階から1階へ）し、療育訓練をより受けやすい環境を整備。	P.47	
6	子ども家庭センターはつらつ運営事業	拡充	妊娠期から子育て期における様々なニーズに対する総合的な相談や継続的な支援窓口として、子ども家庭センターはつらつを中心に妊産婦への相談支援、乳幼児期の各種健診、相談体制の充実を図り、包括的な支援を提供する。 令和4年度から中学生を対象とした思春期教育を全市中学校で実施。 令和6年6月から子育て応援アプリ「たつのこナビ」の運用を開始。	P.13、16～25、27	健康課
7	産後ケア事業	継続	家族からの産後の援助が受けられない場合や、育児不安等で、育児支援を必要とするおむね産後1年未満の母親及びその乳児を対象に、病院に宿泊又は通所しながら心身の安定と育児不安の軽減を図る。	P.17	
8	はつらつベビーまごころ便支給事業	継続	子育て世帯の経済的支援と外出負担の軽減を図るために、児が生後2か月と5か月の頃に専門職からのメッセージを添えてベビー用品を宅配する。	P.17	
9	出産・子育て応援金給付事業	継続	妊婦・子育て世帯等が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠・出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、専門職等による出産・子育ての見通しを立てるための相談支援面談及びアンケート等を実施（伴走型相談支援）し、出産応援金（1回の妊娠につき5万円）、子育て応援金（出生児1人につき5万円）を給付する。 伴走型相談支援は、妊娠届出時、妊娠7～8か月頃及び出生届出時の3回実施する。	P.23	
10	はつらつマタニティサポート事業	継続	妊産婦の経済的支援として、妊婦健診、妊婦歯科健診及び新生児聴覚検査の費用を助成。多胎妊娠の方においては、妊婦健康診査費の助成を拡充（5千円券を5枚追加交付）また、通院・健診等で利用できるタクシー券を配布し、利用料金を助成。	P.24	
11	1か月児健康診査助成事業	新規	乳児に係る1か月児健康診査の費用を助成することにより、1か月児健診の受診を促進し、乳児の疾病の早期発見と早期治療に寄与する。	P.25	
12	保育士等確保事業 私立保育所等保育士処遇改善事業	継続	保育士を目指す人を対象に、市内保育所・認定子ども園見学バスツアー及び就職フェアを実施し、市内で保育士・保育教諭として働くことの魅力を伝える。 市内私立保育所・認定子ども園に勤める職員に職場復帰に伴う補助金の支給又は処遇改善事業を行うことにより、保育人材の確保につなげる。 公立園において職場体験できる機会をつくることで、潜在保育士の復帰支援又は子育て支援員としての就労を支援する。	P.49～53	幼児教育課
13	私立保育所等運営費	継続	市内私立保育所・認定子ども園の運営経費や特別保育経費を補助し、保育環境や保育体制の充実を図る。	P.49～53	
14	保育料軽減事業 実費徴収補給付事業 預かり保育等利用費無償化事業	継続	3歳未満児における保育所及び認定子ども園等の利用者負担額を補助するとともに、幼児教育・保育の無償化に伴い預かり保育料等利用料の無償化、低所得世帯等への教材費・行事費等を補助することで子育てにかかる経済的負担を軽減する。	P.49～53	
15	公立子ども園等遊びは学び事業	継続	保育所・認定子ども園での遊びをより充実させ、園での遊びが大切な学びであることを明らかにし、小学校教育との滑らかな接続を図る。	P.49～53	
16	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ事業）	継続	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休業期間中に生活の場を提供する。	P.57、58	社会教育課